

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	下水道施設の復旧工事に係る損傷負担金の徴収
概要	建築物工事や埋設工事などで誤って下水道施設に損傷を与えてしまった場合、下水道施設の復旧に要する費用を徴収します。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例施行規則第17条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	各種工事に伴い下水管の破損や異物が入ったことによる閉塞などが起き、下水管の布設替えによる補修が必要となった場合に、その補修費用を徴収します。 損傷負担金の徴収及び復旧工事に関する実施要綱に基づき、必要となった復旧工事に係る損傷負担金の納付を、その原因者に対して命ずることがあります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000200650.html
備考	